

奈良県共同募金助成要綱

社会福祉法人 奈良県共同募金会

(目的)

第1条 共同募金の助成は、社会福祉法の所定の条項に従い、寄付者の意志を尊重し、地域福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象施設・団体)

第2条 奈良県内において社会福祉を目的とする事業を行う民間施設、団体等であつて、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設、団体
- (2) 更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業を行う施設、団体
- (3) 社会福祉法人奈良県共同募金会（以下「本会」という。）において特に必要と認めた施設、団体等

(助成の種類)

第3条 前条に規定する施設・団体に対する助成は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉団体に対する助成
- (2) 社会福祉施設に対する助成
- (3) 安心・安全なまちづくり活動事業に対する助成
- (4) 住みよい地域づくり支援事業に対する助成
- (5) 就労継続支援A・B型事業所等に対する助成
- (6) 認可外保育施設に対する助成
- (7) こども・青少年育成支援事業に対する助成
- (8) 共同募金改革推進モデル事業に対する助成
- (9) 奈良県ぴ〜すぺ〜すプロジェクト事業に対する助成

2 前項各号にかかる助成に必要な事項については別に定める。

(助成年度)

第4条 原則として当該共同募金を受け入れた年度の翌年度の事業に対して助成するものとする。

(助成金交付申請)

第5条 共同募金の助成を受けようとするものは、毎年度本会が定める日までに、事業計画を明記した助成金交付申請書(様式1)に次の書類を添付して本会に提出しなければならない。

- (1) 定款または会則等
- (2) 申請時の役員名簿
- (3) 団体概要パンフレット
- (4) 前年度の事業報告、決算書
- (5) 当年度の事業計画、予算書
- (6) 実施事業の明細、もしくは申請経費の見積書等

(助成の決定)

第6条 助成団体及び助成額については、配分委員会において審査し、理事会、評議員会において決定する。但し、第3条(9)奈良県ぴ〜すぺ〜すプロジェクト事業に対する助成については、配分委員会に代えて奈良県ぴ〜すぺ〜すプロジェクト事業実行委員会において審査し、理事会、評議員会において決定する。

(助成事業の変更)

第7条 前条の規定により助成決定を受けた団体等が、やむを得ない事情により事業内容を変更しなければならないときは、事業着手前に助成金変更交付申請書(様式2)を提出し、本会の承認を受けなければならない。

(事業の完了報告及び助成金の交付)

第8条 助成金は原則として精算払いとする。ただし、第3条(3)、(4)、(7)、(9)に規定する事業については、助成決定を受けた団体等の請求に基づき概算払い(助成額の1/2以内の額)ができるものとする。この場合、助成金交付請求書(様式4-①)に概算請求理由書を添え、本会に提出しなければならない。

2 助成金交付決定を受けた団体等は、助成事業完了後、速やかに助成事業完了報告書(様式3)に関係書類及び助成金交付請求書(様式4-②)を添え、本会に提出しなければならない。

3 本会は、助成事業完了報告書の内容を審査し、適正と認めるときは助成金の全部若しくは一部を助成するものとする。

(助成の明示)

第9条 助成を受けた団体等は、地域住民に対し、赤い羽根共同募金の助成による事業であることを明示する等、積極的に広報を行わなければならない。

(助成金の経理)

第10条 助成を受けた団体等は、助成金の使途経理について常に内容を明確にしておかなければならない。

(調査)

第11条 助成を受けた団体等は、本会が行なう使途調査において助成金の使途を証する書類を提示し、調査に応じなければならない。

(助成の取消及び返還)

第12条 次の各号の一に該当するときは、助成の決定を変更若しくは取り消し、または交付した助成金の全部若しくは一部を本会に返還させることができる。

- (1) 助成金の使途が不明確であるとき
- (2) 助成決定後、事業を停止又は休止したとき
- (3) 助成決定した事業以外に使用したとき
- (4) 虚偽の申請又は虚偽の使途報告がなされたとき
- (5) 本会の指示に従わなかったとき

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(福) 奈良県共同募金会一般募金配分要綱及び歳末たすけあい配分要綱は廃止する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。